

教総第1869号
教職第1169号
令和6年3月26日

本庁の各課長
各教育機関の長 様

教 育 長

「懲戒処分の指針」の一部改正について（通知）

職員に対する懲戒処分については、「懲戒処分の指針（平成18年2月1日施行）」に基づき行っているところですが、近年の教職員の懲戒処分の状況等を踏まえ、指針の一部を下記のとおり改正しましたので、所属職員に周知願います。

記

1 改正内容

- (1) セクシュアルハラスメントに規定されていた行為のうち、刑法第176条（不同意わいせつ罪）又は刑法第177条（不同意性交等罪）に規定する行為に該当する性暴力については、「5その他の非違行為関係（12）わいせつな行為等」で処分することとし、当該規定から削除した。
- (2) 体罰等の処分の量定の決定に当たっては、非違行為の態様、児童生徒の傷害又は精神的苦痛の程度等を総合的に考慮の上、判断することを明記した。
- (3) 傷害を負わせたか否かにかかわらず、体罰等を行った職員は懲戒処分の対象とすることを明記し、体罰を常習的に行っていた場合、又は体罰の態様が特に悪質な場合は、免職、停職又は減給とすることを定めた。
- (4) 児童生徒の尊厳を損なうなどの不適切な指導を行った職員は、体罰の量定に準じて扱うことを定めた。
- (5) 「教育職員等による児童生徒性暴力等の防止等に関する法律」に規定する児童生徒性暴力等を行った職員は、免職とすることを定めた。
- (6) 職務上関係のある児童生徒に対して電子メール、ソーシャル・ネットワーキング・サービス等を利用して、管理職の許可なく私的なやりとりを行った職員は、減給又は戒告とすることを定めた。
- (7) 児童生徒等以外の者に対し、刑法第176条（不同意わいせつ罪）又は刑法第177条（不同意性交等罪）に規定する行為をした職員は、免職とすることを定めた。
- (8) 部下職員が懲戒処分を受ける等した場合で、管理監督者としての指導監督を怠った職員は、減給又は戒告とすることを定めた。
- (9) その他、所要の改正を行った。

2 適用

令和6年4月1日以降に発生した事案から適用する。